

滝沢市議会基本条例

(前文)

わが国は、地方分権の進展とともに地方が独自に物事を決める時代へと移ってきています。

これからは、市民の意思を市政に反映するため「全体的な視点」で「調整と統合」を重視する地方政治を築いていかなければなりません。

地方議会は、二元代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分に発揮しながら、日本国憲法に定める議事機関として地方自治の本旨の実現をめざさなければなりません。

滝沢市議会は、滝沢市民によって選ばれた議員で構成し、市民の意思を代弁する合議制機関であります。

議会は、与えられた権限を自覚し議決責任や説明責任を再認識しつつ、議員間討議を繰り返して問題の本質を掘り起こし、統合度の高い意思決定を行わなければなりません。

議会は、市民の福祉向上のため市民との協調の下、まちづくりを推進していく必要があるため、開かれた議会、市民とともに歩む議会、行動する議会をめざし地域経営の仕組みのひとつとしてここに滝沢市議会基本条例を定めます。

【前文の説明】

滝沢市議会は、市民の信託を厳粛に受け止め、首長と議会議員を共に市民が直接選挙で選ぶという二元代表制の一方の担い手として、議会としても、市民全体の福祉の増進を図ることに努め、将来に向かって市民との約束を果たすため、この議会基本条例を制定するものです。

議会は、市民、市及び議会が協働して進めていく地域づくりを「地域経営」と捉え、これを実現していくため二つの観点からの責任を果たしていかなければなりません。一つは、二元代表制の下で執行機関との緊張関係を維持しながら、議事機関としての権能を最大限に発揮し、使命を達成することです。もう一つは、新しい自治の形として、市民、市及び議会の三者が協働して進めていく地域づくりのため、三者が行うべき基本的事項を踏まえた議会活動をしていくことです。

議会は、市民に対して積極的に議会の持てる情報の公開、議会における政策活動への市民参加の推進、議員間における自由でかつ達な討議、行政機関との積極的な討議、持続的で緊張感のある関係の保持、議員自らの資質の向上、議会活動を支える様々な体制の整備等についてこの条例に定め、議会の特性を生かして、市民の意思を市政に反映させることで主体的、機動的な議会活動を実践し、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、市民と議会及び市長と議会との関係並びに議会活動の基本原則を定めることにより、議事機関である議会が市民の負託に応え、市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【第1条の説明】

- 1 本条は、条例制定の目的として、市民と議会、市長と議会の関係等を定めることで、議会が市のまちづくりに寄与していく姿勢を表しています。
- 2 従来の地方自治体は行政組織が主導する時代でしたが、地方分権が進み身近なところで物事が完結する時代へと移ってきています。このように地方自治体でも議会の役割がより重要となってきたことから、その議決の責任を再認識し、地域経営の仕組みの一つとしてこの条例を制定するものです。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有するもの及び市内で活動を行うものをいう。

【第2条の説明】

- 1 この条例における用語の定義を規定しました。
- 2 具体的には、次のものが該当します。
 - ・本市の区域内に住所を有する者
 - ・本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人等
 - ・本市の区域内に存する事務所又は事業所に通勤する者
 - ・本市の区域内に存する学校に通学する者
 - ・その他、本市の区域内で何らかの活動をするもの及びこれから活動しようとするもの

第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民に信頼される議会をめざし、公正で透明な議会運営に努めること。
- (2) 市民の多様な意見を反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 市民への積極的な情報公開に努め、議会の議決責任を果たすこと。
- (4) 市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めること。
- (5) 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に努めること。
- (6) 市民の参加意欲が高まるように、分かりやすい議会運営に努めること。

【第3条の説明】

- 1 本条は、議会がどのように活動すべきか、その基本原則を規定しています。
- 2 常に市民に開かれた議会をめざすため、会議は原則公開とするほか、いつでもどこでも会議を見ることができるようインターネット中継の充実等も想定しています。
- 3 表決システムによる賛否の公開を行います。
- 4 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映させるため、議会報告会や市民との懇談会の開催を想定しています。
市政運営が市民本位かチェックすることとしており、必要と認めたときは政策評価を行うことも想定しています。
- 5 市民に分かりやすく、関心がもたれる議会運営をするため、市民の参加意欲を高めるための措置を講ずることとしています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が議論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上をめざして活動すること。

【第4条の説明】

- 1 この条では、議会を構成する各々の議員の活動の基本原則を規定しています。
- 2 議会制度において、もっとも重要な要素であり、多様な市民の意見を反映し政策の水準を高めるため、「議員の自由討議」を推進することを規定しています。
- 3 議員の自由討議は、問題の本質を掘り起こし、新たな方向性を見出すなど統合度の高い合意形成や意思決定には不可欠な手法です。
- 4 議員は、市政における課題全般について多様な市民の意見を把握するとともに、常に議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定しています。
- 5 いまや地方行政重視の時代から「調整と統合」を重視する地方政治の時代です。議員は、地域などの個別事案だけでなく、市民全体の福祉向上をめざして活動することが求められています。

(通年議会)

- 第5条** 議会は、前2条に掲げる活動原則を達成するため、会期を通年とする。
- 2 通年議会に関し必要な事項は、別に定める。

【第5条の説明】

- 1 議会はこれまで「会期」という時間的な制約がありました。原則会期中にその活動を行っていましたが、これからは、会期が通年となることから、必要な時にいつでも議会活動が行えるようになります。
- 2 通年議会にすることで、市政に対する監視機能を充実させることができるほか、政策立案や政策提言が随時可能となります。また、請願や陳情にも即応できる体制が整います。
- 3 通年議会にすることで、本会議、委員会、全員協議会等を随時行えるようになります。
- 4 毎月あるいは定期的な開催月において議会運営委員会、本会議、委員会、全員協議会等を開催することが可能となり機動的で市民のニーズに即応できる議会態勢が構築されます。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開と市民参加)

- 第6条** 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議を始め全ての会議を原則として公開するものとする。
 - 3 議会は、本会議、委員会等終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。
 - 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。
 - 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

【第6条の説明】

- 1 議会は、市民に対し、議会の活動を積極的に公開し、説明責任を果たすとともに、互いに情報を共有する必要があります。
- 2 議会は、本会議を始め常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等全ての会議を原則公開とし、透明性を確保することとしています。
- 3 議会は、速やかに議事録を作成し、公開することとしています。
- 4 議会の調査や審査等においては、地方自治法第109条、第110条に規定する参考人制度や公聴会制度を活用し、市民や専門家、学識経験者等の意見を十分聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上をめざすことを想定しています。
- 5 請願や陳情は、市民からの政策提案と位置付け、その内容を聴く機会を設けることとしています。

(広聴広報活動の充実及び市民との連携)

- 第7条** 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心が持て、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。
- 2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。

【第7条の説明】

- 1 議会は、議会広報誌やホームページ等により審議過程や表決結果に関する情報提供に努めるほか、議案に対する各議員の態度等、市民が議員の活動を評価できる情報の提供に努めます。特に、市民等がいつでもどこでも会議を見ることができるようインターネット中継等の充実に努めます。
- 2 議会は、市民の声を市政に反映させるための手段として多様な意見交換の場を設けることとしています。年1回以上の開催義務がある議会報告会や任意に開催する市民議会、市民懇談会等で行われる意見交換の中から政策立案や政策提言に結び付けて行くことが可能となります。

(市民議会)

- 第8条** 議会は、多くの市民が参加できる場として、市民議会の開催に努めるものとする。
- 2 市民議会に関し必要な事項は、別に定める。

【第8条の説明】

議会に多くの市民が参加できるように、新成人議会や子ども議会、女性議会、シルバー議会等の開催に努めます。

(議会報告会)

- 第9条** 議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。
- 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【第9条の説明】

- 1 本条は、市民に対し、議決責任を再確認して説明責任を果たすため議会報告会の開催を年1回以上義務付けています。
- 2 議会報告会は、議会活動の実態を市民に報告するとともに市民の声を聞く場、意見交換の場として位置づけています。

(市民懇談会)

第10条 議会は、市民団体と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、市民懇談会を開催するものとする。

2 市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

【第10条の説明】

- 1 本条は、自治会等の地縁団体や各種団体、PTA、NPO等の意見や要望などを聴取する場として市民懇談会の実施について規定しています。
- 2 この懇談会は、事務局を有する市民団体から要請があった場合や必要に応じて議会から申し入れをした場合に開催するものです。
- 3 この懇談会は、市政課題や地域課題等の中から共通のテーマを設定して意見交換し、課題を共有することが目的です。

(政策討論会)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため市民を対象とした政策討論会を開催することができる。

2 政策討論会に関し必要なことは、別に定める。

【第11条の説明】

- 1 本条は、市民議会、議会報告会、市民懇談会等で共有した市政課題の内、特に必要と認めた特定のテーマについて政策立案や政策提言することを前提とした政策討論会の実施について規定しています。
- 2 議会報告会は、年1回以上の開催が義務付けられているのに対し、市民懇談会と政策討論会は、必要と認めた場合に開催するものです。
- 3 この政策討論会は、要望を聞くだけの場ではなく議会報告会や市民懇談会で市民の意見を丁寧に吸い上げたうえで市政課題や地域課題をどのように克服し、解決していくのかという政策について市民と議会が共有し、政策立案や政策提言に結び付けていくための重要な手法です。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

- 第12条** 市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。
- 2 議会における議員と市長及び執行機関の長（以下「市長等」という。）との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。
 - 3 議長から本会議、委員会等への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。
 - 4 議員は、法律の規定によるもののほか、市長等が任命する附属機関の委員には就任しないものとする。

【第12条の説明】

市長等と議会の関係を充実し、真の目的である「持続的で豊かなまちづくりの実現」のために、次のとおり4項目規定しました。

- 1 市長と議員は、互いに市民から選挙されますが、二元代表制の特性を活かし、住民自治を充実させるため、市政の課題となる政策等をめぐって、ある時は競い合い、ある時は協力して取り組むことを規定しました。
- 2 本議会における市政上の論点及び争点を明確にしていくため、議案に対する質疑は一括質疑とし、一般質問は一問一答方式で行うことを原則としています。一般質問などに当たっては、目的を十分認識して、単に市長等に対する質問に終わることなく、政策提言となるような質疑討論の展開に努めます。
- 3 会議の中で、市長等は議員の質問に対して論点や争点が見いだせない場合など、議論を深め両者が切磋琢磨するために反問することができます。議員は反問に対応できるよう、研さんに努めなければなりません。
 - (1) 市長等は、議長又は委員長の許可により議員の質問に対して、論点及び争点を明確にするため反問することができることを規定しています。

※反問とは…執行機関側から議員に対しての逆質問のことを言います。
 - (2) 答弁をするにあたり、執行機関側が確認のために行う質問は、議長又は委員長の許可が必要な反問としてではなく、議長又は委員長の議事整理権の中で確認のために行うこととなります。
- 4 議員は、二元代表制の充実と住民自治の観点から、原則として法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しないことを規定しました。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の必要性
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たって、各常任委員会等がそれらの政策の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後においても政策評価に資する審議を行うものとする。

【第13条の説明】

- 1 本条は、議会が市長等に対し政策の水準が高まるような議論が行われるよう7項目の情報提供を求めることを規定しています。
- 2 議会は、市長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定しています。

(政策評価)

第14条 議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。

2 政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

【第14条の説明】

本条は、議会として、市長等が行う政策や施策が市民の立場で行われているかどうかを判断し、必要と認めた場合には政策評価を実施することを規定しています。

- (1) 議会として政策評価を実施する場合の態様としては、決算審査を行うこととなる9月会議の前に抽出して評価をする場合や、特定の市政課題について随時評価をする場合等が想定されます。
- (2) 政策評価を実施する主体は、常任委員会、特別委員会等その都度決めていくこととなり、市民にとって当該政策が有効に機能しているか否かという効果の確認を主な目的としています。

(予算、決算における政策説明)

第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

【第15条の説明】

- 1 本条は、市長等に対し施策別又は事業別の議論が行われるよう分かりやすい説明を求めています。
- 2 予算、決算は、翌年度予算に連動する場合もあることから、継続的な政策の推進という観点から政策に着目した説明を求めています。

(議決事件の追加)

第16条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項に規定する議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

- 2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【第16条の説明】

地方自治法の第96条第1項では、議会で最低限決めなければならない事項を規定していますが、第2項では、それら以外に重要なものは条例により定めることができるという規定になっています。

このようなことから、議事機関としての機能強化を内外に表明するため「地方自治法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討する」旨と「議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める」旨を議会基本条例に規定して、提案する市長等に一方的に重責をおわせることなく、議決をすることにより、議会及び議員も公平に責任を分担するという視点で規定しました。

《参考》

地方自治法第96条第2項

(前略) 普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするものが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第5章 会議の運営

(自由討議による合意形成)

- 第17条** 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において、議員提出案件、市長提出案件及び請願、陳情等の市民提出案件に関し審議をし、結論を出す場合、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。
- 2 前項の場合において、市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。
 - 3 議員は、第1項の議員相互の自由討議を進め、政策提言、条例制定、意見等の議案提出に積極的に努めるものとする。

【第17条の説明】

- 1 議会は、合議制の役割を十分に果たすために、議員による討議が重要であることから、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、議会としての説明責任を果たすことを規定しました。
- 2 基本的に全ての会議に出席する市長及び執行機関の長並びに説明員を最小限にとどめることを規定しました。
- 3 第1項の目的を達成するため、議員それぞれの役割として自由討議の拡大と議員による議案提出を積極的に行うことを規定しました。

※ 自由討議について

- ・自由討議とは、議員間で行う討議のことです。
- ・これまでの議会は、執行機関への質問と応答の場になっていました。
- ・自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から討議することです。
- ・また、自由討議は、合意を形成する可能性を増大させます。

合意形成のためには、公開の場での議員間の討議が不可欠であり、議会の存在意義に対しても大きく貢献する事項となっています。

(委員会の活動)

第18条 議会は、委員会の開催に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うものとする。

- 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、報告に当たっては、論点、争点等を明確にし、責任を持って質疑に対する答弁を行うものとする。
- 3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。

【第18条の説明】

- 1 本条は、議会が委員会の資料等を積極的に議会ホームページなどで公開し、市民に分かりやすい議論を行うことを規定しました。
- 2 委員長は、委員等の自由討議による合意形成に努め、自ら報告書を作成し、報告については、論点や争点などを明確にしたうえで、委員長報告への質疑に対する答弁を行うことを規定しました。
- 3 委員会での審査案件、経緯、結果について、市民や各種団体から要請があった場合は、議会報告会及び市民懇談会に準じ、委員が出向き、市民との懇談会を催すことを規定しています。

(政策検討会)

第19条 議会は、政策討論会を開催した場合は、政策立案及び政策提言を推進するため政策検討会を開催するものとする。

- 2 政策検討会に関し必要な事項は、別に定める。

【第19条の説明】

- 1 本条は、第11条に規定する政策討論会を開催した場合には、その成果を具体的に政策立案や政策提言に結びつけるために政策検討会を実施することを規定しています。
- 2 この政策検討会では、議会が独善的にならないように市民の意見を丁寧に吸い上げてきたものを公開の場で仕分けし、協議検討する項目、検討主体、検討期間、検討に当たっての条件や制約等について明らかにする必要があります。
- 3 この政策検討会は、常任委員会、特別委員会、全員協議会等のいずれかで開催することとなります。

第6章 会派及び議員連盟

(会派)

第20条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派に関し必要な事項は、別に定める。

【第20条の説明】

- 1 本条は、会派の結成について規定しています。
- 2 会派とは、市政に対して同じような考え方や意見を持った議員のグループのことで、「同一理念を持った議員集団」として規定しています。

(議員連盟)

第21条 議員は、特定の政策や課題について調査研究を行うことに賛同する議員が共同して調査研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。

- 2 議員連盟の調査研究は、議員個人でこれを行う場合に比べ、広範にわたり、かつ、効率的に行われるとともに、特定の政策や課題に関する議員間の共通の認識が深められるように努めるものとする。
- 3 議員連盟は、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するように努めるものとする。
- 4 議員連盟に関し必要な事項は、別に定める。

【第21条の説明】

- 1 本条は、滝沢らしさをより最適に議会活動に反映させるために議員連盟について規定しています。
- 2 滝沢市の強みである多様で拡がりのある市民の期待に応えていくためには、いろいろな価値観や考え方の議員が特定の政策や課題ごとに協働するための仕組みが必要です。
- 3 会派は、市政全般について同一理念や価値観を持った議員集団であるのに対し、議員連盟は個別の市政課題や地域課題について共同して調査研究を行う団体です。
- 4 この議員連盟は、政策や課題の内容によっては広域的な取り組みとなることも想定されます。

第7章 議会支援機能の充実

(議会モニターの設置)

- 第22条** 議会は、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。
- 2 議会モニターは、議会に対し議会運営に関する意見や改善提言等を行うものとする。
 - 3 議会は、議会モニターから聴取した意見や改善提言等を議会運営に反映させるように努めるものとする。
 - 4 議会モニターの氏名は公開を原則とし、その活動は原則として無償とする。
 - 5 議会モニターに関し必要な事項は、別に定める。

【第22条の説明】

- 1 本条は、「分かりやすい議会」「市民に近い議会」をめざすため、議会モニターの設置について規定しています。
- 2 議会モニターは、市民の声として、議会に対して議会運営に関する意見や改善提言その他の意見表明を行う役割を担います。
- 3 議会は、議会モニターから聴取した意見等を議会運営に反映し、評価、検証、改善等に努めます。
- 4 議会モニターの氏名は、公開を原則としますが、プライバシーの保護等特に必要と認める場合には非公開とします。
- 5 議会モニターは、公募も含めて委嘱しますが、その詳細や議会モニターの氏名を非公開とする場合の基準等は、別に定めます。

(議会サポーターの設置)

- 第23条** 議会は、議会への市民参加を促進するため、必要に応じて議会サポーターを設置する。
- 2 議会サポーターは、議会運営に関する事務及び広聴広報活動に関する業務の支援等を行うものとする。
 - 3 議会は、自主的な協力者として活動する議会サポーターに必要な情報提供及び学習の機会を提供するように努めるものとする。
 - 4 議会サポーターの氏名は公開を原則とし、その協力活動は原則として無償とする。
 - 5 議会サポーターに関し必要なことは、別に定める。

【第23条の説明】

- 1 本条は、議会サポーターの設置について規定しています。
- 2 議会サポーターは、議会や議員の側面支援を通じ、市政の健全な発展を支えるという役割を担います。具体的には、議事録、ホームページ、議会広報紙の作成支援、議会報告会や団体等懇談会の企画準備や運営補助等を想定しています。
- 3 議会は、議会サポーターの活動を市民参加の一つとしてとらえ、その活動のための必要な支援に努めます。
- 4 議会サポーターの氏名は、公開を原則としますが、プライバシーの保護等特に必要と認める場合には非公開とします。
- 5 議会サポーターは、公募も含めて委嘱しますが、その詳細や議会サポーターの氏名を非公開とする場合の基準等は、別に定めます。

(議会アドバイザーの設置)

- 第24条** 議会は、議会の資質向上を図るため、必要に応じて議会アドバイザーを設置する。
- 2 議会アドバイザーは、議会全般にわたって、専門的な知識及び経験等を踏まえて助言、提言、指導等を行うものとする。
 - 3 議会は、議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供するように努めるものとする。
 - 4 議会アドバイザーの氏名は公開を原則とし、その協力活動に対し必要と認めるときは、謝礼等を支給するものとする。
 - 5 議会アドバイザーに関し必要なことは、別に定める。

【第24条の説明】

- 1 本条は、議会アドバイザーの設置について規定しています。
- 2 議会アドバイザーは、議会活動の資質向上を図るため議員以外の専門的な知識を有する協力者を市内外から募り、市民に信頼される議会として常に向上し続けるために必要な助言、指導をするという役割を担います。
- 3 議会は、議会アドバイザーからより有効で適切な指導、助言を得るため必要な情報や資料を提供するように努めます。
- 4 議会アドバイザーの氏名は、公開を原則とします。
- 5 議会アドバイザーは、市内外から委嘱しますが、その詳細は、別に定めます。

(附属機関の設置)

第25条 議会は、議会活動及び市政の課題に関する審査、調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置するものとする。

2 附属機関に関し必要な事項は、別に定める。

【第25条の説明】

- 1 本条は、附属機関の設置について規定しています。
- 2 附属機関は、議会活動の資質向上を図るために設置する議会アドバイザーが個人であるのに対し、複数のメンバーで構成される合議体として位置付けています。
- 3 複雑多様化する地域社会には、より専門的な知識等が求められることが増えてきています。議会が市政課題等に関する審査や調査のため必要と認めるときは議会の附属機関を設置することを規定しました。
- 4 附属機関は、特定の課題に対して専門的な観点を踏まえた合議によって統合度の高い助言が可能となり、市民に信頼される議会として常に向上し続けるために必要なものと期待されます。
- 5 この附属機関は、必要の都度設置されます。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第26条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例（平成15年滝沢市条例第15号）の定めるところにより、これを適正に使用しなければならない。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を議長に報告するとともに、当該年度に1回以上、政務活動費による活動内容を公表しなければならない。

【第26条の説明】

- 1 本条は、地方自治法を根拠とする政務活動費について、議員による政策研究や政策提言等が確実に実行されるよう、その適正使用について規定しました。
- 2 運用としては、滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例により、議長に届出のあった会派又は議員に対して交付することを規定していることから、当該条例でその適正使用について規定しています。

- 3 政務活動費の支払いを受けた会派又は議員は、市民等から疑義を持たれないよう証書などの関係書類を添付して議長に報告するとともに、当該年度に1回以上政務活動費による活動内容を公表することを規定しました。
- 4 公表の方法として、議会広報、ホームページでの政務活動の随時公表、そして会派等による政務活動だよりなどが想定されます。

第9章 議会及び事務局の体制整備 (議員研修の充実強化)

第27条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

【第27条の説明】

- 1 本条は、議会が、議員の政策形成や立案能力等の資質向上を図るため、議員の研修を充実強化することを規定しました。
- 2 議員研修の充実強化に当たっては、市民各層からの情報や各分野の専門家等の活用を想定しています。

(議会図書室の充実)

第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【第28条の説明】

- 1 本条は、議会が地方自治法第100条第19項に規定している議会図書室の設置と、その保管書類の整備充実に努める旨を規定しました。
- 2 法に規定する官報、広報、刊行物の他に、議会、議員活動に資するため、市の重要な資料等を保管し、議員だけでなく、市民や職員の利用も推進することを想定しています。

(議会事務局の体制整備)

第29条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。

【第29条の説明】

本条は、議会や議員の活動を支えるため、適正な人員を確保するとともに議会事務局の調査や法務機能などの資質向上に努めることを規定しました。

(議会費の確保)

第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、議会費の確保に努めるものとする。

2 議会は、議長交際費を含め、議会費の使途等を議会だより、議会ホームページ等により市民に公表しなければならない。

【第30条の説明】

- 1 本条は、議会活動や議会運営を円滑に支えるため、適正な議会費の確保に努めることを規定しました。
- 2 この議会費の確保は、地域民主主義を確立していくために必要な経費として位置付けています。
- 3 適正な議会費を担保するためにも、議会費のすべてを市民に公表することを規定しました。

第10章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第31条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持ち、議員の品位を保持し、並びに識見を養うよう努めなければならない。

【第31条の説明】

本条は、議員の活動は多様であり、市民の代表者としてその品位と名誉を損なうことがないように努めなければならない旨を規定しています。

(議員定数)

第32条 議員の定数は、滝沢市議会の議員の定数を定める条例(平成13年滝沢市条例第17号)で定める。

- 2 議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関として機能を果たす役割についても考慮するものとする。
- 3 第1項の条例の改正に当たっては、議員活動の評価等に関する市民の客観的な意見を聴取するために参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。
- 4 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員が提案するものとする。

【第32条の説明】

- 1 本条は、議員定数について規定しています。
- 2 議会改革は、効率性を重視する行政改革の視点とは異なります。
現在の議会運営や議員のための論理ではなく、地域全体の問題点や課題をどのように議会に反映していくかという観点から検討していかなければなりません。
- 3 委員会の構成については、委員会の数や構成員、討議する人数はどの程度が最適なのかについて検討していかなければなりません。
- 4 議員定数の改正については、改正の理由を付して必ず議員が提案しなければならないと規定しました。なお、住民の直接請求の場合は地方自治法の規定により市長の意見や議会での審議で請求者から意見を述べる機会があるので除外しました。

(議員報酬)

第33条 議員の報酬は、滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年滝沢市条例第16号)で定める。

- 2 前項の条例の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。
- 3 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

【第33条の説明】

- 1 本条は、議員報酬について規定しています。
- 2 議員活動は会議出席だけではありません。政策の調査、研究をはじめ市民との懇談会や説明会等様々な活動で成り立っています。
- 3 議員の報酬の改正については、議員の資質向上と議会の活性化という観点から定数とともに検討していかなければなりません。
- 4 議員の報酬の改正については、改正の理由を付して必ず議員が提案しなければならないと規定しました。なお、住民の直接請求の場合は地方自治法の規定により市長の意見や議会での審議で請求者から意見を述べる機会があるので除外しました。

第11章 危機管理

(危機管理)

- 第34条** 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。
- 2 議員は、災害等の不測の事態が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに滝沢市災害対策本部等と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。
 - 3 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、市民とともに、一日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。

【第34条の説明】

- 1 この条文は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような未曾有の大災害の経験から、滝沢市で災害等の不測の事態が発生した場合にその対応を市長等に全て任せておくのではなく、議会としてもできることとして、事前に議会が講じるべき対策と、実際に災害等の不測の事態が発生した時に議会が取るべき行動について定めたものです。
- 2 災害等が発生した際に、議会として迅速に、総合的に、機能的に事態に対処できるようにするため、市長等と協力して事前に危機管理体制を整備するよう努めることを定めています。なお、「災害等」とは、地震や風水害などの自然災害に限らず、大規模な事件又は事故（テロなど）、市民の健康への脅威（新型インフルエンザなどの疫病の蔓延）、個人情報漏えい事案など、

市民の皆さんの生命、身体及び財産又は生活の平穩が脅かされるケースを幅広く想定しています。

3 市内全域に情報網を持つ議員が関わることにより災害の未然防止をめざすものです。

4 議会及び議員が、実際に災害等の不測の事態が発生した時に市長等と連携して取るべき対応について定めています。その対応例としては以下のようなことが想定されます。

(1) 必要に応じて議員による協議又は調整を行うための場を設置すること。

(2) 状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し提言を行うこと。

(3) 予算審議、関連条例等の審議のため速やかに議会を開催すること。

第12章 議会の評価と議会改革の推進

(議会の評価)

第35条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動等の全ての事項について議会評価を実施するものとする。

2 議会は、前項の議会評価を1年毎に行い、評価の結果を市民に公開するものとする。

3 議会は、第1項の議会評価の結果に基づき、政策立案等の見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。

4 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとする。

5 議会評価に関し必要な事項は、別に定める。

【第35条の説明】

1 この条文は、議会が行う様々な活動について、議会自らが自分達の活動を振り返り、評価を行うことについて定めています。評価を行い、結果をその後の運営につなげることは、とても大切なことです。

2 議会の評価は、1年毎に行うことが義務付けられていて、その結果を市民に公開することとされています。これは、滝沢市議会が議事機関として二元代表制の一翼を担っており、議会全体としての最適化がより求められているためです。議会がよりよくなることが市政発展に寄与します。

3 議会は評価結果に基づき、自らの政策立案等について見直しを行い、その機能の更なる充実を図り、議会の運営に反映することについて定めています。

- 4 議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めることについて定めています。評価に際して、何らかの形で市民が参加できる仕組みを構築する必要があります。市民の声を交えて実施することは、市民の市政参加の意欲向上にも繋がります。また、評価に際しては、議会モニター、議会サポーター、議会アドバイザー、附属機関等を活用し、客観的かつ専門的な観点からの評価についても検討する必要があります。

(議会改革)

- 第36条** 議会は、議会改革の取組を検証し、かつ、継続的に取り組むため、滝沢市議会改革推進会議（以下「議会改革推進会議」という。）を設置するものとする。
- 2 議会改革推進会議は、前項の議会改革の取組の検証を行うほか、第38条の規定によるこの条例の見直しを行うものとする。
- 3 議会改革推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

【第36条の説明】

- 1 議会は、変化する社会情勢に適應するために、常に議会のあり方を検証していく必要があります。その取組を行う議会内の組織として、議会改革推進会議を設置することを決めました。
- 2 議会は、これまでも議会の改革を扱う委員会を設置し、議会のあり方について検討し改革を行ってきましたが、委員会自体の法的基盤が弱いという弱点がありました。今回この条例でその存在意義を高め、議会改革推進会議の導き出した結論に権威を持たせようとするものです。
- 3 第1項の規定により設置される議会改革推進会議は、議会改革の取組みの検証を行うだけでなく、第38条に規定するこの条例の見直しも行うこととします。

第13章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

- 第37条** この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。
- 2 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員にこの条例の理念を浸透させるための研修を行わなければならない。

【第37条の説明】

- 1 本条は、議会基本条例が、滝沢市議会の最高規範と位置付けるものであり、これに違反する他の条例や規則などを制定できないということを規定しています。
- 2 議会は、この基本条例の理念を普遍的なものとして浸透させ、再認識させるため、一般選挙後の研修を義務付けています。

(見直し手続)

- 第38条** 議会は、この条例が社会情勢及び市民の意見の変化に即しているかについて、1年毎に検証するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証を議会改革推進会議で行うものとし、検証の結果を市民に公表するものとする。
 - 3 議会は、第1項の規定による検証を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとし、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。
 - 4 議会は、前3項の規定にかかわらず、常に社会情勢及び市民の意見の変化を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定を検討し、所要の措置を講ずるものとする。
 - 5 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【第38条の説明】

- 1 この条文は、議会基本条例が変化する社会情勢や市民の意見の変化等に即しているかなど、1年毎に検討することを規定しています。
- 2 前項の検証は、議会改革推進会議で行うことと、結果を市民に公表することを規定しました。
- 3 第1項の検証には、市民が参加できるように努めることと、検討の結果、制度の改正が必要となった場合には、条例改正等の措置を講じることを規定しています。
- 4 議会は、定期的な見直しとは別に、常に市民の意見や社会情勢の変化等を勘案しこの条例の見直しをすることを規定しています。
- 5 市民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定しています。

第14章 補則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。